

決
定

10-2
17

學校給食実施のの方針決定

(昭和三十二年二月二十日午後三時体育局發表)

い平和な文化日本を建設する重い使命を双肩に担つて、児童の保健対策の中心として學校給食の重要性が、近來ますます強調せられている。それにも拘らず現下の食糧事情の窮迫、各種食品の統制、燃料の不足等さまざまな障路が、學校給食の実施を困難にして来た。當局においても、栄養教育および児童の体位向上の見地から、いふ学校において適切な栄養給食の実施が、できようといふいろいろ方策をかまねて来た。偶々本事業に對して、司令部からの好意的な援助があり、これに光明を得た。文部省は、農林省をはじめ関係各者との協議交渉の結果、このほど新しい學校給食実施の方針を決定するにいたつた。本日、文部、厚生、農林三次官の連名通牒(別紙)を發

して、明年一月の第三學期開始とともに、全國的な學校給食実施の普及奨励のスタートをきることになつた。今回の新しい學校給食実施の方針の主な特徴として、次のことがらとめられることが出来る。

- (一) 國民學校の全児童を對象とした學校給食の普及に努める。従来の學校給食は、給食を必要とする児童に對しての實施を奨励することと原則として来たが、これを一層積極化して、新方針では學校で給食を実施する場合は、全校児童に對してはゆる全校給食の普及に努める。學校給食の教育的効果(通牒五参照)を十分發揮させるためである。但し實施し得る學校から漸次開始させる。
- (二) 恒久的な施設へ發展させる。いままでの學校給食施設は、やむすれば一時的なその場しのぎの施設に流れることが少くなかつたが、今回は學校におけるなるべく恒久的な栄養教育施設として發展させるよう奨励する。

山崎 21

(一) 給食内容の栄養標準を掲げた。

栄養給食の合理化について、一食分に相當する栄養の内容標準を示した。

また差當り學校給食へは、給食の準備に資するべく、奨励することと獎勵するが、漸次、食物について主食物、副食物と特に區別することなく、栄養必要量の全般から最も日本人にとつて合理的な給食物を調理し、これを兒童に給することにより、一般の食生活の改善に寄與するよう考へてゆきたい。

(四) 政府は學校給食に必要な食品等の物資を、できるだけ多く特別配給するよう努める。但し當分の間は、いろいろの事情のためその配給方法につき都市と町村とを區別して考へる。

(五) 都會の學校に對しては、動物性蛋白質食品(例へば肉

類の罐詰等)を一食につき差當り二の分量配給する。

(六) 町村の學校にもその希望に徴し、なるべく蛋白質食品(例へば魚粉等)を配給斡旋するが、これは都市の場合のやうに定期的には行はれない。

(七) この學校給食を實施する學校に對し、マ司令部より特に次の三點について慎重な注意を拂ふよう要望があった。

(一) 調理場等の清潔につきつねに留意すること。

(二) 學校給食を實施したため、火災をおこさぬよう火の取扱ひにはよく氣をつける。

(三) 學校給食にはできるだけ、兒童の保護者(特に母姉)の協力とその参加を促がす。たゞこれが強制にわたり家庭の負担を増加することがあつてはならない。

(四) 學校給食を實施する學校に對しては、その施設費一部を國庫から補助することになつた。但し本年度は都市の學校に重点をおく。

かくのごとく社会全般の大いなる力による新しい学校給食の実施により、温い春は児童から訪れるであらう、栄養食教育の実践強調運動により、明朗な活気は学校生活から湧然ともあがるであらう。

秘

以官通牒案

年月日

文部以官

各地方長官宛

學校給食実施の普及奨励について

児童の体位向上並に栄養教育の見地から、ひつとく學校において
適切な栄養給食を行ふことは、まことに望ましいところである。
今般、政府は、司命部、好意に基き、學校給食用として
食品等を漸次、國民學校に對し特別配給して、全国的に學
校給食実施の強化擴充を企圖することになつた。都道府
縣においては左記事項に留意し、地方の實情に即應する恒
久的の學校給食施設を普及に萬全の策を講じ、之が徹底に達
せざるまや、期せられたい。命により通牒する。

従つて都道府縣においては、本月末までに具體的実施計画
を編製して、文部省体育局長に報告されたい。

記

一 実施要領

(一) 對象

國民學校の全児童(教員を含む)を對象とする。但し実施
し得る學校より漸次開始する。

(二) 実施方法

1. 都市の國民學校の場合

全校児童に對し、學校給食を実施し得る學校に對して、差當
り動物性蛋白質食品を特別配給する。この食品を利用して
學校においては、毎日給食を実施することを目指すがい、少くとも
一週間に児童一人につき二回以上は実施しなればならぬ。
適當の副食物(お米等)限り温食とする必要があるに
調理して給食する。

六、町村の国民學校の場合

町村においては副食物(温食とする)による全校児童に
對する給食を奨励する。一週間に一回以上給食を実施す
る學校に對し、其の希望に徴して極力魚粉等を特別配
給につとめる。但しこの配給は定期的には行はれない。

(三) 実施の時期

昭和三十二年一月から開始する

女學校においては、授業日の晝食時に実施することと原則と
する

(四) 児童一人に對する一食分の栄養必要量

概ね熱量大(1000kcal) (副食物のみの場合は一五00kcal程度)
蛋白質五二五瓦(副食物のみの場合は一五瓦程度)として
之に脂肪、カルシウム、鉄、ビタミン等の適量を考慮すること
を理想とする。更に児童の年齢に應じ、地方の実情に即して

給食内容を各學校に對して検討する必要がある。

(五) 食費

児童から食費を徴集する。但し生活保護對象家庭の児童
に對しては、昭和三十二年九月三日發令第一五号文部省体育局
長並に厚生省社會局長連名通牒に基く措置を講ずる。

七、委員會の設置

(一) 市道府縣においては、學校給食委員會を設ける。學校給食
関係者及學識経験者をもつて組織し、毎月定期的に開
演する。學校給食に関する必要な事項の調査及び指導等
並に資材配給のこと等に関與する。

市道府縣においては、市道府縣に準じて學校給食委員會を設
置する。

(二) 學校においては、學校給食実行委員會を設置する。學校
當業者、保護者及其他の関係者をもつて組織し給食
施設の運営に関與する。

三、學校給食施設費補助

(一) 地方廳職員の増置に要する経費

學校給食施設の普及奨励と共に指導の適正を期するたため、郡道府縣に新たに専任の職員を各一人宛設置し、その人件費の全額を国庫より補助する。

(二) 施設費の補助

學校給食を實施する國民學校に對し、必要とする経費の一部を国庫より補助する。郡道府縣に於ても相當の地方費を支拂ふべきもの。但し本年度は郡市に於ける學校の場合に限る。

四、學校給食を實施する學校に於て特に留意すべき事項

(一) 食器、鍋釜、調理場、食卓等は常に清潔を保ち、衛生上の注意を強調する。

(二) 火災の發生せぬやう萬全の措置を講ずる。

(三) 児童の保護者に學校給食實施についての諸般の協力を求める。

但し強制にわたり家庭の負担を加重しないやう注意する。

母親學校、女子青年團、夏等の参加を促す。

(四) 食品等の管理は責任者を定め、特に嚴重にする。

直接調理等を担當する者の健康状態を特に注意し、急性傳染病の予防に留意する。

學校区の積極的な活動を促進して、本施設の利用を促進する。

(五) 學校農園の經營、學校に於ける鬼、山羊等の飼育、養魚等を一層奨励して本施設に利用する。

五、教育的効果

學校給食の實施により、たゞ教育的効果が期待せられる。

(一) 栄養改善による健康の保持増進と疾病の予防

(二) 栄養の知識を興へる。

(三) 食事訓練と実践するもつとも好機會である。

a. 身の清潔。

b. 食器類の清潔。

c. 咀嚼の習慣。

d. 食事の作法。

(四) 偏食の矯正。

(五) 調理場の清潔整頓。

(六) 民主主義的思想の普及（師友間の愛憎融和を促進する）

(七) 家庭に及びし食生活の改善に参與する。

(八) 郷土食の合理化。

(九) 月満の社交生活の指導。

(十) 秩序者と少くする。

都道府縣における學校給食計画作成上、注意

都道府縣において學校給食実施の具體的計画を制作する場合、概ね左の段階に順つて考慮する。

(一) 直ちに実施可能な學校についての計画

a. 都市と農村を区別して考へ、その地域にもつとも適應した施設の奨励につき考へる。

b. 恒久的な學校給食施設となるやう、その基礎を確立する。

c. 政府から特別配給される食品以外に、地方において斡旋し得る食品、調味料、設備に要する材料、燃料等の特別配給方

につき出来得る限り助力する。

d. 學校給食の普及奨励のため相当の経費を地方費より支出するやうにとめる。

e. 學校給食実施による教育的効果(栄養教育)を重視し、その効果の調査方法を定めて之を実施する。特に定期的調査による

栄養指導者の配置状況に留意する。養護教員の配置の

學校に対しては速かに之の配置方につき考慮する。

f. 特に栄養教育の普及方法につき留意する。そのため栄養教育

週刊を定め講習会、講演会、展覧会等を随時開催することを目指す。

g. 學校給食用として特別配給される食品等の物資は、官私立の國

民學校、又は之に準する學校に対しても、都道府縣において配給斡旋を必要とする。

h. 學校給食を実施する學校において特に留意すべき事項(参考)につき監督指導の徹底を期する必要がある。

(二) 直ちに実施不可能の學校についての計画

都市では給食設備が乏しく燃料の乏しい學校が多いから特に燃料補給につき計画する。農村では給食設備が乏しい學校が相当に多いから、特に設備の新設につき計画する。

i. 燃料の対策としては、パン及び乾パンによる給食方法が考へられる。また電氣利用の方法等も考へられる。

給食設備については、共同炊事場の利用、寺院等の釜鍋備用
保護者よりの斡旋等が考へられる。

(三) 栄養給食の合理化についての促進計画（その一）

児童の栄養必要量（後述参照）に準據し給食内容を都市で
は主食物並に副食物の全量、農村では副食物のみを、学校の
授業日に毎日給食するやう計画する。

1. 都市には、副食物以外に主食物を特別配給するやう考へる。

2. 農村では、なるべく自給自足的方法に依るやう考へる。

(四) 栄養給食の合理化についての促進計画（その二）

農村における給食内容を擴充して都市並に主食物相當の栄養量
の増加を考へる。而して、都市農村共に主食物、副食物とを特に区
別することなく栄養必要量の全般から最も合理的な給食物を調理す
ることにより、之れを學校給食用とすることにより、一般の食生活の改
善に寄與するやう計画する。

1. この趣立によるときは、従来主食物用として使用された米麥等が

むしろ副食物の役割をなす場合がある。

2. 特に農村の場合には、米麥過食の習慣を打破する必要がある。



發體一四四號

昭和二十一年十二月十一日

文部次官

厚生次官

農林次官

各地方長官 殿

學校給食實施の普及獎勵について
學童の體位向上並に營養教育の見地から、ひろく學校において適切な營養給食を行ふことは、まことに望ましいところである。

今般政府は聯合軍總司令部の好意に基き、學校給食用として食品等を漸次國民學校に對し特別配給して、全国的に學校給食實施の強化擴充を企圖することになつた。都道府縣においては左記事項に留意し、地方の實情に即應する恒久的の學校給食施設の普及に萬全の策を講じ、之が徹底に遺憾なきやう期せられたい。命により通牒する。追つて都道府縣においては本月末までに具體的實施計畫を作製して、都省體育局長に報告されたい。

記

一 實施要領

(一) 對象

國民學校の全兒童（教員を含む）を對象とする。但し實施し得る學校より漸次開始する。

(二) 實施方法

A 都市の國民學校の場合

全校児童に對し學校給食を実施し得る學校に對して差當り動物性蛋白質食品を特別配給する。この食品を利用して學校においては、毎日給食を実施することが望ましいが、少くとも一週間に児童一人につき二回以上は実施しなければならぬ。適當な副食物（出來得る限り温食とする必要がある）に調理して給食する。

B 町村の國民學校の場合

町村においては副食物（温食とする）による全校児童に對する給食を奨励する。一週間に一回以上給食を実施する學校に對し、其の希望に徴して極力魚粉等を特別配給につとめる。但しこの配給は定期的には行はれない。

(三) 實施の時期

A 昭和二十二年一月から開始する。

B 學校においては、休業日の晝食時に實施することを原則とする。

(四) 児童一人に對する一食分の栄養必要量

概ね熱量六〇〇カロリー（副食物のみの場合は可能範圍で一八〇カロリーを目標とする）蛋白質二十五瓦（副食物のみの場合は一五瓦程度）として、之に脂肪、カルシウム、鐵、ビタミン等の適量を考慮するのを理想とする。

更に児童の年齢に應じ、地方の實情に即した給食内容を各學校において検討する必要がある。

(五) 食費

児童から實費を徴収する。但し生活保護法に該當する者の世帯児童に對しては、昭和二十一年九月三日發體一〇五號文部省體育局長並に厚生省社會局長連名通牒に基く措置を講ずる。

二 委員會の設置

- (一) 都道府縣においては、學校給食委員會を設ける。學校給食關係者及學識經驗者をもつて組織し、毎月定期的に開催する。學校給食に關する必要な事項の調査及び指導並に資材配給のこと等に關與する。都市においても都道府縣に準じて學校給食委員會を設置する。
- (二) 學校においては、學校給食實行委員會を設置する。學校當業者、

保潔者及其他の關係者をもつて組織し給食施設の運営に關與する。

六 學校給食施設費補助

- (一) 地方廳職員の増置に要する經費
學校給食施設の普及獎勵と其の指導の適正を期するため都道府縣新たに専任の職員を各一人宛設置し、その人件費につき國庫より算の定める範圍内において補助する。

(二) 施設費の補助

學校給食を實施する國民學校に對し、必要とする經費の一部を國庫より補助する。但し本年度は都市における學校の場合に限る。

(三) 都道府縣においても相當の地方費を支出し學校給食施設の普及獎勵を圖らねたい。

- (一) 食器、鍋釜、調理場、食堂等は常に清潔を保たさせ、衛生上の注意を強調する。

- (二) 火災の發生せぬやう萬全の措置を講ずる。

- (三) 兒童の保護者に學校給食實施についての諸般の協力を求める。但し強制にわたり家庭の負擔を加重しないやう注意する。母親學級、女子青年團員等の参加ものぞましい。

- (四) 食品等の管理は責任者を定めて特に嚴重にする。
- (五) 直接調理等を擔當する者の健康状態を特に注意し、急性傳染病の發防に留意する。

- (六) 學校醫の積極的な活動を促進して、本施設の衛生等に萬全を期する。
- (七) 學校庭園の經營、學校における兎、山羊等の飼育、養魚等を一層進めて本施設に利用する。

七 教育的効果

學校給食の實施により左の教育的効果が期待せられる。

- (一) 營養改善による健康の保持増進と疾病の豫防。
 - (二) 營養の知識を興へる。
 - (三) 食料訓練を實施するもつとも好機會である。
- A 手の清潔

B 食器類の清潔

C 咀嚼の習慣

D 食事の作法

四 偏食の矯正

五 調理場の清潔整頓

六 民主主義的恩恵の普及一師弟間の愛情を促進する

七 家庭における食生活の改善に寄與する

八 郷土食の合理化

九 圓満な社交生活の指導

(一〇) 缺席者を少くする